

令和2年4月15日

1 学年保護者 各位

常総学院高等学校
校長 坂田 英一

高等学校等就学支援金について

謹啓 陽春の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
本校の教育活動につきまして、日頃よりご理解、ご協力を賜りありがとうございます。
さて、高等学校等就学支援金について、留意事項等を以下の通りお知らせいたしますので、申請にあたっては十分にご留意いただきますようお願い申し上げます。

謹白

【制度内容】

保護者の年収の目安	支給基準（保護者全員の市町村民税と 県民税の所得割額の合算）	支給金額	該当区分
590 万未満	0 円(非課税)～257,500 円未満	月額 30,000 円	加算あり
590 万～910 万未満	257,500 円～507,000 円未満	月額 9,900 円	通常支給
910 万以上	507,000 円以上	支給対象外	所得制限

○毎月の授業料は、支給の有無に関わらず、あらかじめ就学支援金分 9,900 円を減額しての引き落としとなります。

○「所得制限」該当の方へ

9 月以降の学納金口座振替の際に、就学支援金分を併せて引き落としさせていただきます。詳細については、後日ご連絡致します。

○「加算あり」該当の方へ

加算分 20,100 円/月については、茨城県から学校へ支給され次第、授業料引落とし口座へお振込みする形となります。

【申請方法】

—提出日—

5月7日(木) (提出が間に合わない場合、事務室へご連絡ください。)

—提出先—

「クラス担任」

—提出書類—

	チェックシート	受給資格 認定申請書	課税地確認書	個人番号カード (写)等貼付台紙
申請者	○	○	○	○
支給対象外者 (所得制限者)	○			
支給対象外者 (特待生)	○			

○・・・提出が必要となる書類

- 全生徒（特待生等）に提出書類があります。
- 就学支援金の在学中の申請は、今回のみとなります。ただし、親権者等の変更や所得の変更があった場合は、新規又は、再度申請が必要となる場合もあります。必ず事務局までご連絡ください。
- 別添記入例をご参照の上、ご記入をお願いします。
- 個人番号カード(写)等貼付台紙について、保護者全員分の「個人番号カード(裏面)の写し」又は「通知カードの写し」が必要となります。配偶者等が非課税の場合でも、配偶者等の「個人番号カード(裏面)の写し」又は「通知カードの写し」を「個人番号カード(写)等貼付台紙」に貼付して、ご提出ください。
- 「道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合算額について、ご不安があれば念のため、申請者と同様の書類の提出をお勧め致します。
- 原則遡って訂正することはできませんのでご注意ください。

【留意事項】

- 就学支援金は、マイナンバーに基づき、保護者の地方税情報を確認した上で、支援の対象となる生徒を決定します。市町村民税が未申告の場合は、地方税情報の確認ができないため、税の申告後に、改めて課税証明書等を提出していただく場合があります。また、就学支援金の支給遅れの原因ともなりますので、税の申告が済んでいない場合は、必ず事前に申告手続きを行っていただくようお願い致します。
- その他、ご不明な点は常総学院高等学校事務局までご連絡ください。

令和2年度以降

提出日:令和2年 4月 14日

記入例

高等学校等就学支援金に関するチェックシート

1年 5組 9番

生徒氏名 **常総 太郎**

私は、親権者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が50万7,000円以上、またはほかの理由により、今回は就学支援金を申請しません。

※「申請しません」をチェックした場合でも、以後の申請を妨げるものではありません。

※就学支援金の申請を行わない場合には、授業料を納付する必要があります。

※就学支援金は返済不要であり、かつ、申請を行わなければ受給できません。

私は、高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格認定申請書及び親権者等の個人番号カードの写し等を提出いたします。（以下をご記入ください）

<input checked="" type="checkbox"/> 受給資格認定申請書（全員共通）	
該当区分	(いずれかを選択)
<input type="checkbox"/> (1) 生活保護を受けている場合 ※申請する年の1月1日現在（4月～6月分を申請する場合は、申請する前年の1月1日現在）で生活扶助を受けている場合に限りです。ただし、生活扶助以外の扶助（医療扶助、教育扶助等）のみを受けている場合は、「(非)課税証明書」が必要になります。	<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 (福祉事務所発行)
<input checked="" type="checkbox"/> (2) 生活保護を受けていない場合で、基準額（親権者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が507,000円）未満の場合 ※原則、親権者（父母）全員分が必要です。	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）が確認できる書類 ※個人番号カードの写し、通知カードの写し 等

備考	
----	--

記入例

個人番号カード（写）等貼付台紙

高等学校等就学支援金等（※）認定申請のため、保護者等の個人番号を **2** 名分提出します。

個人番号カードの写し又は通知カードの写しを貼り付けた上で、太枠の箇所（個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

・太枠の箇所を記入してください。

・親権者2人（父母）の場合は、こちらも記入してください。

マイナンバーを提出する場合、両親（親権者）分必要になります。
※配偶者の一方が控除対象配偶者（年収103万円未満）であっても、マイナンバーの提出が必要です。

学校	名称	常総学院高等学校	
	種類・課程・学科等	高等学校(全日制)	
生	ログインID	(◇学校使用欄)	
	ふりがな	いばらき いちろう	
	氏名	茨城 一郎	
保護者等	学年・クラス・出席番号等		
	個人番号	一致させてください。	
	ふりがな	いばらき たろう	
	氏名	茨城 太郎	
保護者等	生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日	
	個人番号	一致させてください。	
	ふりがな	いばらき はなこ	
	氏名	茨城 花子	
備考	生年月日	昭和 50 年 1 月 2 日	
	個人番号	一致させてください。	

個人番号カードの写し

1234 5678 9012

茨城 太郎

通知カードの写し

個人番号 2345 6789 0123

氏名 茨城 花子

昭和50年1月2日生 性別 女

注) 個人番号カード、通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

注) 個人番号提出者で、DV・虐待等の被害を受け、加害者の元から避難中の方は、別途学校へ御相談願います。

※) 提出いただきました個人番号は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく高等学校等就学支援金事務の他、茨城県の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例における「奨学のための給付金」、「学び直し支援金」、「入学金軽減事業」、「授業料軽減事業」の申請者に対する認定等事務において使用します。

◇印の欄は、学校設置者において記入してください。 ◇学校受付日 令和 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

令和2年 5月 7日

茨城県知事 殿

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書 (初回時)

高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書 (2回) **記載内容をご確認いただき、チェックをお願い致します。**

既に受給資格認定を受けている場合は、保護者等の収入の状況に関する事項について、届出書。

(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

生徒氏名・生年月日・住所・連絡先をご記入ください。

この申請書又は届出書の記載内容は、

この申請書又は届出書に虚偽の記載を

支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	じょうそう		たろう	
生徒の氏名	姓	常総	名	太郎

生徒の生年月日	昭和 平成 16 年 4 月 1 日
生徒の住所	〒 300-0849 茨城県 都道府県 土浦市 市区町村 中村西根1010
保護者等の電話番号	029-842-8771
生徒が在学する学校の名称	常総学院高等学校

【1. 高等学校等の在学期間について】(収入状況届出書の場合は記入不要です。)

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者 (ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 常総学院高等学校 私立	令和2年4月1日 ～ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校 (全日制)
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

① 親権者(両親)2名分

② ア 親権者の1名分 (親権者が、一時的に親権者が1名以内の場合は②～⑤の該当するところへチェックしてください。)

イ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等

③ 未成年後見人 名分
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)

④ 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分
・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤ 生徒本人
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑥ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の個人番号の指定を受けていない場合 **保護者全員分の氏名・続柄を記入してください。** とがないなど、個人番号カードの写し等を添付しない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名 (ふりがな) じょうそう じろう	生徒との続柄	氏名 (ふりがな) じょうそう はなこ	生徒との続柄
常総 二郎	父	常総 花子	母

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が4～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。)

茨城 都道府県 土浦 市区町村	茨城 都道府県 土浦 市区町村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更がある場合は、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てること、また、確認事項を読んでいただき、チェックを事務手続を学校設置者に委任することを了解済み

2019年1月1日時点
の市区町村までの住所を記入してください。
また、確認事項を読んでいただき、チェックをお願い致します。

学校受付日 令和 年 月 日 (学校において記入。)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、④又は⑤のうちいずれか該当する方を選択してください。

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①又は③に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 都道府県（文部科学省）が最新の道府県民税所得割の額及び市町村民税所得割の額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ホ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ヘ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ト 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。

チ 個人番号の利用によっては道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

リ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。